

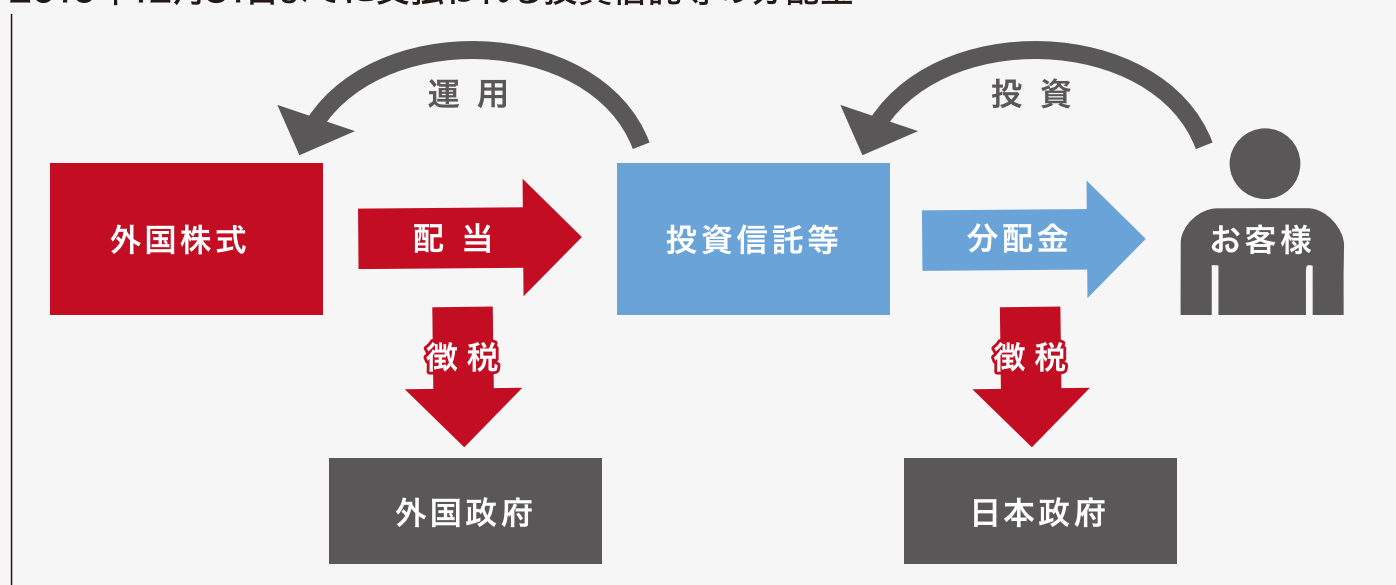
投資信託等の二重課税調整制度開始のご案内

これまで、投資信託等について、外国資産（株式・不動産等）への投資から得た利益が分配金に含まれている場合には、その投資信託等が外国において徴収された納税額（外国所得税額）と、お客様が受け取る分配金に対する所得税等で、二重に課税が行われている状態にありました。

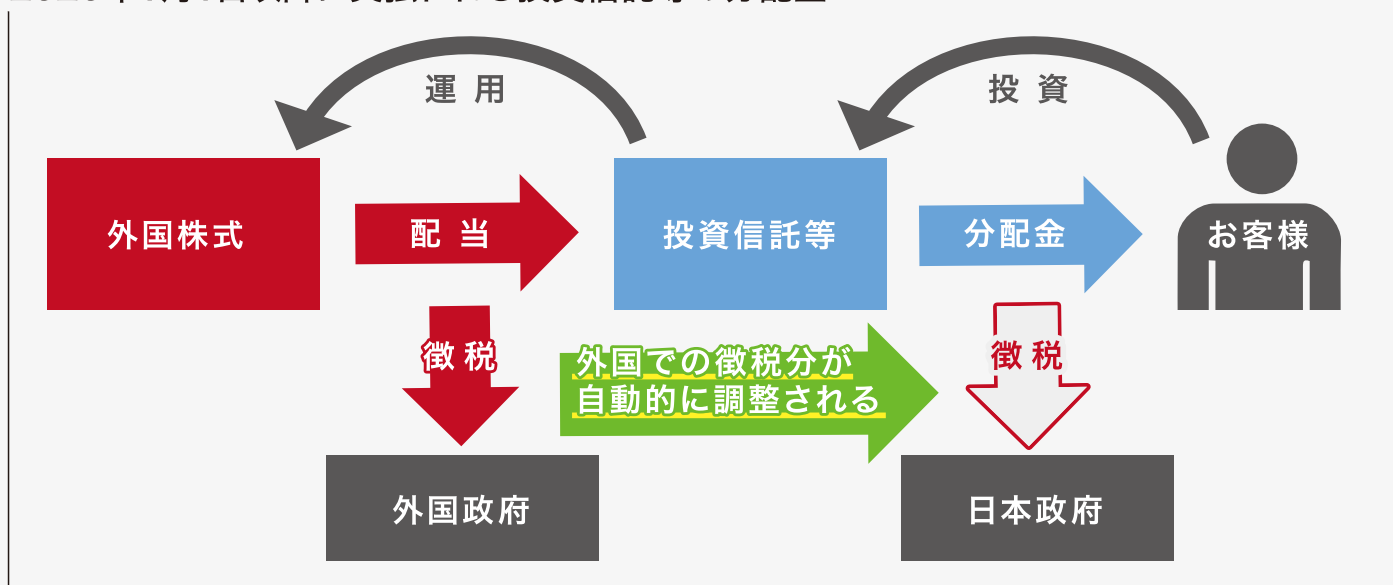
これについて、2020年1月1日より外国所得税額を考慮して所得税等が課されることとなりました（二重課税調整措置）。

なお、この二重課税調整措置について、**お客様で必要な手続きはなく、2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金**に対して、自動的に適用されます。

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金

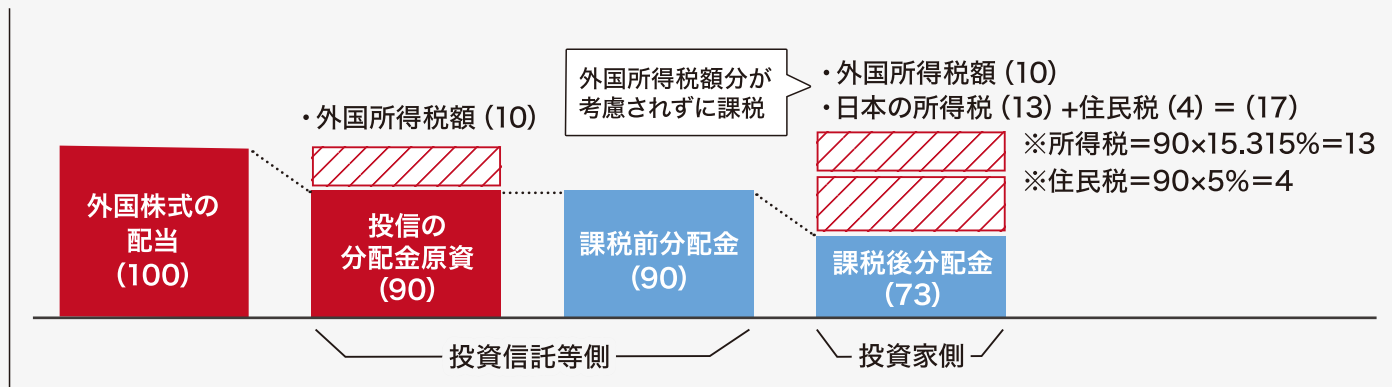


2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金

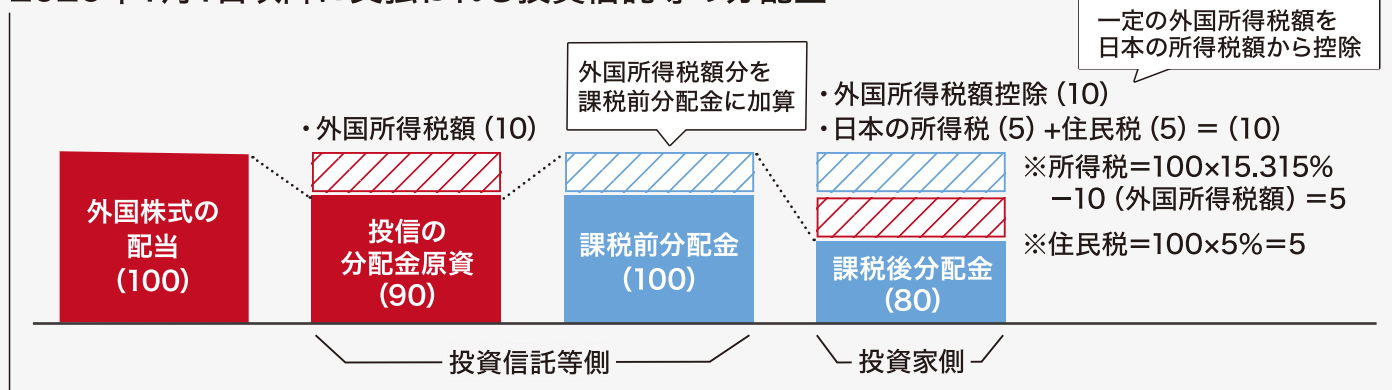


二重課税調整の方法

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金



2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金



※外国株式から受け取る配当を100円、外国での税率为10%、日本の所得税を15.315%、住民税を5%とした場合のイメージです。

本措置の対象となる投資信託等を保有している場合、**2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の課税前分配金額**は、外国所得税額が加算された金額となります。

この金額をもとに日本の課税額（所得税・住民税）の計算が行われますが、所得税は、そこから一定の外国所得税額を控除することによって、二重課税状態を解消するための調整が**自動的に行われます**。ただし住民税については、二重課税調整制度の適用はありません。

なお、日本の所得税額から控除される外国所得税の額は、保有している商品やその投資先に関する税制等によって差異が生じる可能性があります。

二重課税調整措置の対象

二重課税調整措置の対象となるのは、外国資産（株式・不動産等）に投資を行い、そこから生じた利益をもとに投資家に分配金を支払っている投資信託等です。これらの投資信託等が2020年1月1日以降に支払う分配金については、自動的に二重課税調整が行われます。

ただし、NISA口座・ジュニアNISA口座で保有されている投資信託は非課税扱いのため、本措置の対象となりません。また、特別分配金（元本払戻金）は非課税扱いのため、本措置の対象となりません。